鶴ヶ島市高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

（令和８年４月～）

聴力の低下により日常生活に支障を来たしている高齢者を対象に、補聴器購入費の一部を助成します。

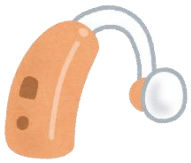

対象者　※以下の全てに該当する方

●市内に住所を有する 65 歳以上の方
●両耳の聴力レベルが 40ｄB 以上 70ｄB 未満（中等度難聴）の方、または医師が特に補聴器の必要性を認めた方　※いずれも医師意見書が必要
●聴覚障害による補聴器（補装具費）の交付を受けられない方（身体障害者手帳の交付対象とならない方）
●市税の滞納がない方

助成内容

●助成限度額（上限額）※助成上限金額を超える費用は、自己負担となります。

◆市民税非課税世帯の方：50,000 円	◆市民税課税世帯の方：20,000 円

●助成の対象となる費用
医療機器認定を取得している補聴器の購入に関する費用（集音器は対象外）
≪助成の対象外の費用≫診察・聴力検査料、文書作成料、修理費用、送料等
●その他
助成は１回限りです。

鶴ヶ島市・坂戸市医療機関（耳鼻科・耳鼻咽喉科）一覧

※下記の医療機関を受診した場合、診察・聴力検査料はかかりますが、文書作成料（医師意見書）は、医療機関のご協力により無料です。
※医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もあります。予めご了承ください。

（令和８年４月現在・五十音順）

	医療機関名称	所在地	電話番号
鶴ヶ島市	鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所	鶴ヶ島市上広谷 8-15	286-3387
	鶴ヶ島ほっこり村診療所	鶴ヶ島市高倉 773-1	237-7491
	よしなみ耳鼻科クリニック	鶴ヶ島市富士見 1-2-1 ワカバウォーク 2F	279-3387
	若葉台耳鼻咽喉科	鶴ヶ島市上広谷 722-1	286-7186
坂戸市	坂戸八幡耳鼻咽喉科クリニック	坂戸市八幡 2-9-10	284-8734
	さとう耳鼻咽喉科クリニック	坂戸市仲町 10-1	282-3384
	明海大学歯学部付属明海大学病院	坂戸市けやき台 1-1	279-2733

手続き

申請書の取得
・「助成金交付申請書」「医師意見書」の様式を受け取る。
（健康長寿課窓口、または市ホームページよりダウンロード）

医療機関受診
・医療機関を受診する。医師から補聴器の使用が必要であると認められた場合は、医師より「医師意見書」の発行を受ける。
※医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もあります。予めご了承ください。

申　請
・次の書類を健康長寿課窓口へ提出する。
①助成金交付申請書　②医師意見書

決　定
・２週間程度で、市より「助成金交付決定通知書」が届く。
※「助成金交付決定通知書」が届くまで、補聴器は購入しないでください。
請求時に必要な①助成金請求書　②口座振込等申出書は同封されています。

購　入
・補聴器を購入し、領収書を対象者本人の名前でもらう。
※領収書には医療機器認証番号を記載する、明細書の発行を受ける等、医療機器認定がされていることが分かるようにしてください。

請　求
・次の書類を健康長寿課窓口へ提出する。
①助成金請求書　②口座振込等申出書（対象者名義の口座に限ります）
③領収書の写し　④通帳（振込口座）の写し

助　成
・市より「助成金交付額確定通知書」が届く。
助成金が指定の口座に振り込まれる。（請求書提出日から１か月以内）

注意事項

●助成金交付決定前に購入された補聴器の費用については、対象外です。
●両耳２台の購入についても、１回の扱いです。
●助成上限金額を超える費用は、自己負担となります。
●補聴器の購入費用が助成上限金額以下の場合は、助成金額は購入費用の実費分となります。
●申請は、令和９年３月５日までになります。
●令和９年３月３１日までに補聴器を購入し、助成金の請求をしてください。市に請求がない場合については、助成ができませんのでご注意ください。
●令和９年３月３１日までに購入ができない場合は、必ず市へご連絡ください。

【問合せ先】鶴ヶ島市健康部健康長寿課　高齢者福祉担当
電話　049－271－1111